

北海道室蘭栄高等学校の部活動に係る活動方針

1 はじめに

これまで学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや文化、科学などの振興を支えてきた。また、部活動における異年齢との交流は、生徒同士や教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高いといえる。

その反面、生徒の学校生活等への影響や安全面・健康面、指導に当たる教職員の心身の健康維持等への影響が懸念されている。

このようなことから、スポーツ庁の「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」及び文化庁の「[文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」が策定されたり、北海道教育委員会において「[道立学校に係る部活動の方針](#)」が策定されたことから、本校の部活動に係る活動方針を策定、公表することとなった。

2 部活動の目的

- (1) 部員（生徒）の心情を大切にするとともに、個々の能力や特性の伸長を図る。
- (2) 部員同士の連帯感を築き、指導者と部員相互の好ましい人間関係を保つようにする。
- (3) 部員として、自覚ある態度や行動が身に付けられるようにする。

3 部活動の運営及び体制

- (1) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。
- (2) 活動全般及び大会出場等に要する経費などに係る資料を配布するなどして、活動に対する保護者・生徒の理解を得るとともに、生徒・保護者の負担が過度とならないようにする。

4 適切な休養日の設定

(1) 原則

ア 学期中は週あたり2日以上休養日（平日1日・土日1日以上）を設定する。

イ 長期休業中は、学期中に準じるとともに、長期休養（オフシーズン）を設定する。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とする。

(2) 特例

高等学校段階においては、次の点に留意し休養日や活動時間を弾力的に設定することとも考えられる（北海道教育委員会作成「道立学校に係る部活動の方針」から）。

○ 生徒の発達段階及び技術の習得状況に差異が出てくこと。

○ 生徒自身の興味・関心に応じて、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと。

○ スポーツや文化、科学等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること。

弾力的に休養日等を設定する際には、申出のあった部活動が、北海道教育委員会が別に定める要件に当てはまる場合に、下記の休養日の下限及び活動時間の上限の

範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

その際、当該部活動の活動計画及び活動実績を北海道教育委員会に提出する。

以上のことから、次のとおり「休養日の下限」と「活動時間の上限」を定める。

ア 休養日の下限

- ① 学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る）。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

5 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、学校教育目標を踏まえ、「[道立学校に係る部活動の方針](#)」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、部活動に係る相談・要望の窓口を教頭とし、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。
- (3) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (4) 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- (5) 校長は、本方針の「4 適切な休養日の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し物等を含む）の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。
- (6) 校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

平成31年4月1日 策定